

院内感染対策指針

林病院

院内感染対策に関する基本的な考え方

第 1 条 院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定・制圧・終息を図ることは、医療提供施設である当院にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に沿った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

院内感染対策委員会の設置

第 2 条 前条の目的を達成するために、院内感染防止対策委員会（以下委員会という）を置く。

2 委員会の構成、業務については別に定める。

職員研修

第 3 条 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

2 職員研修は、就職時の初期研修のほか、年 2 回全職員を対象に開催する。

また必要に応じて随時開催する。

3 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

院内感染発生時の対応

第 4 条 MRSA 等の感染を防止するため、感染情報レポートを週 1 回作成しスタッフへ情報供給を図るとともに、委員会で再確認して活用する。

2 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長へ報告し、委員会を開催する。

委員会は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

3 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により直ちに保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。

(1) 1 類感染症・2 類感染症・3 類感染症・4 類感染症・5 類感染症の一部（侵襲性髄膜炎菌感染症・麻疹・風疹）

(2) 5 類感染症上記以外の感染症は 7 日以内に届出を行う。

院内感染対策マニュアル

第 5 条 院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

患者への情報提供と説明

第 6 条 本指針は患者又は家族が閲覧できるようにする。

2 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

その他の院内感染対策の推進

第 7 条 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）に行い、適切な助言を得る。また、同学会ホームページを活用する。

2 その他の感染対策を参考にし推進する。

附則 この指針は令和 2 年 2 月から適応する